

梅ヶ枝中央会計

株式譲渡時の課税関係

Q 株式譲渡時の課税関係において注意すべき点は何ですか？

A 税務的な観点から言うと、株式譲渡は適正時価で行われる必要があります。高額譲渡や低額譲渡を行うと多額な税負担が発生するリスクがあるため注意が必要です。

【設例】

取得価額 200、適正時価 1,000 の株式を、

- ① 1,000（適正時価）で譲渡
- ② 1,300（時価より高い価額）で譲渡
- ③ 700（時価より低い価額（時価の1/2以上））で譲渡
- ④ 300（時価より低い価額（時価の1/2未満））で譲渡

I. 売主（個人）⇒買主（個人）の場合

- ① 1,000（適正時価）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して譲渡所得課税
（買主）課税関係なし
- ② 1,300（時価より高い価額）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して譲渡所得課税
受贈益（ $1,300 - 1,000 = 300$ ）に対して贈与税
（買主）課税関係なし
- ③ 700（時価より低い価額（時価の1/2以上））で譲渡
（売主）譲渡益（ $700 - 200 = 500$ ）に対して譲渡所得課税
（買主）受贈益（ $1,000 - 700 = 300$ ）に対して贈与税
⇒「みなし贈与」（相法7）
- ④ 300（時価より低い価額（時価の1/2未満））で譲渡
（売主）譲渡益（ $300 - 200 = 100$ ）に対して譲渡所得課税
（買主）受贈益（ $1,000 - 300 = 700$ ）に対して贈与税
⇒「みなし贈与」（相法7）

II. 売主（個人）⇒買主（法人）の場合

- ① 1,000（適正時価）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して譲渡所得課税
（買主）課税関係なし
- ② 1,300（時価より高い価額）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して譲渡所得課税
時価を超える部分（ $1,300 - 1,000 = 300$ ）は一時所得（売主が第三者である場合）or 給与所得（売主が買主の役員・従業員である場合）
（買主）時価を超える部分（ $1,300 - 1,000 = 300$ ）は寄付金（売主が第三者である場合）or 賞与（売主が買主の役員・従業員である場合）
- ③ 700（時価より低い価額（時価の1/2以上））で譲渡
（売主）譲渡益（ $700 - 200 = 500$ ）に対して譲渡所得課税
ただし、買主が同族会社の場合は「みなし譲渡」（所基通59-3）とされ、以下の課税関係になる可能性あり
譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して譲渡所得課税
（買主）受贈益（ $1,000 - 700 = 300$ ）に対して法人税
- ④ 300（時価より低い価額（時価の1/2未満））で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して譲渡所得課税
⇒「みなし譲渡」（所法59）
（買主）受贈益（ $1,000 - 300 = 700$ ）に対して法人税

梅ヶ枝中央会計

Ⅲ. 売主（法人）⇒買主（個人）の場合

- ① 1,000（適正時価）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
（買主）課税関係なし
- ② 1,300（時価より高い価額）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
受贈益（ $1,300 - 1,000 = 300$ ）に対して法人税
（買主）課税関係なし
- ③ 700（時価より低い価額（時価の1/2以上））で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
時価と譲渡価額の差額（ $1,000 - 700 = 300$ ）は寄付金（買主が第三者である場合）or 賞与（買主が売主の役員・従業員である場合）
（買主）時価と譲受価額の差額（ $1,000 - 700 = 300$ ）は一時所得（買主が第三者である場合）or 給与所得（買主が売主の役員・従業員である場合）
- ④ 300（時価より低い価額（時価の1/2未満））で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
時価と譲渡価額の差額（ $1,000 - 300 = 700$ ）は寄付金（買主が第三者である場合）or 賞与（買主が売主の役員・従業員である場合）
（買主）時価と譲受価額の差額（ $1,000 - 300 = 700$ ）は一時所得（買主が第三者である場合）or 給与所得（買主が売主の役員・従業員である場合）

Ⅳ. 売主（法人）⇒買主（法人）の場合

- ① 1,000（適正時価）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
（買主）課税関係なし
- ② 1,300（時価より高い価額）で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
受贈益（ $1,300 - 1,000 = 300$ ）に対して法人税
（買主）譲受価額と時価の差額（ $1,300 - 1,000 = 300$ ）は寄付金
- ③ 700（時価より低い価額（時価の1/2以上））で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
時価と譲渡価額の差額（ $1,000 - 700 = 300$ ）は寄付金
（買主）受贈益（ $1,000 - 700 = 300$ ）に対して法人税
- ④ 300（時価より低い価額（時価の1/2未満））で譲渡
（売主）譲渡益（ $1,000 - 200 = 800$ ）に対して法人税
時価と譲渡価額の差額（ $1,000 - 300 = 700$ ）は寄付金
（買主）受贈益（ $1,000 - 300 = 700$ ）に対して法人税